

(別添3)

女性活躍加速のための重点方針 2017(抜粋)

平成 29 年 6 月 6 日
すべての女性が輝く社会づくり本部

III 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(1) 女性が働きやすい制度等への見直し (略)

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

①マイナンバーカード等への旧姓併記の推進

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。

②旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討

旅券について、平成31年度を目指し、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

③銀行口座等の旧姓使用

銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。

(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組 (略)

(4) 女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し (略)